

青森県公衆浴場入浴料金協議会設置要綱

(目的)

第1 この要綱は、物価統制令第4条及び公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令第2条の規定に基づき、公衆浴場入浴料金の統制額を知事が指定するに当たって、あらかじめ関係者の意向を把握するため、必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2 この協議会は、青森県公衆浴場入浴料金協議会と称する。

(協議会の構成)

第3 協議会の委員の構成は、下表の当該各欄に掲げるとおりとする。

委員の構成		人 員	
1	学識経験を有する者	3	人
2	利用者を代表する者	4	人
3	公衆浴場を経営する者	4	人

(組織)

- 第4 協議会に委員長及び副委員長を置く。
- 2 委員長は、委員の中から互選する。
 - 3 副委員長は、委員長が選任する。
 - 4 委員長は、協議会を運営し、これを代表する。
 - 5 委員長に事故あるとき、又は不在のとき、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第5 協議会は、必要に応じて知事が招集する。

(任期)

第6 委員の任期は、統制額の指定の日までとする。

(費用の負担)

第7 協議会出席に要する費用は、県の負担とする。

(会議の事務)

第8 協議会に関する事務は、健康福祉部保健衛生課において処理する。

(その他)

第9 その他必要な事項は、その都度知事が定める。

附 則

この要綱は、平成27年10月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年10月21日から施行する。